

○箕面市財政運営基本条例

平成二十六年三月二十八日

条例第一号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 規律の確保(第三条―第十二条)
- 第三章 計画性の確保(第十三条―第十七条)
- 第四章 透明性の確保(第十八条・第十九条)
- 第五章 特定事業の財政運営(第二十条―第二十四条)
- 第六章 雑則(第二十五条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、市が社会経済情勢の変化や市の実情に応じた必要な施策を自主的かつ総合的に実施するため、市の財政運営に関し、基本となる事項を定めることにより、健全で規律ある財政運営の確保を図り、もって市民の福祉の維持向上に資することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 市の財政運営は、将来の世代に負担を先送りしないことを基本として、市民の受益と負担との均衡を図り、財政リスク(市の財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象をいう。以下同じ。)を管理するとともに、市と大阪府、国、他の地方公共団体その他の公共的団体又は民間事業者とが分担すべき役割を明確にすることにより、規律を持って行われなければならない。
- 2 市の財政運営は、中長期的な見通しを持つとともに、予見し難い情勢の変化の際に市民生活の安定を確保することができるよう、計画的に行われなければならない。
- 3 市の財政運営は、市民の市政への関心及び理解を深め、その信頼を向上させることを基本として、透明性を確保して行われなければならない。

第二章 規律の確保

(収入と支出との均衡)

- 第三条 市の財政運営に当たっては、現在及び将来の市民の負担の公平を図る観点から、収入の範囲内で支出するものとする。
- 2 予算編成において、収入は、確実に見込まれる妥当な金額を算定するとともに、支出

は、収入の状況を勘案しつつ、市民の福祉の維持向上のために必要であり、及び施策の実施の方法が合理的であることを確認の上、市長が別に定める基準により所要額を算定するものとする。

#### (財源の確保等)

第四条 市は、予算を伴う施策を新たに実施しようとするときは、翌年度以降における財政的な負担に留意し、原則として、当該施策の実施に要すると見込まれる経費に充てるための安定的な財源の確保に努めるものとする。

2 前項の安定的な財源の確保に当たっては、支出の見直しについて検討するほか、新たに実施しようとする施策の目的及び内容並びに当該施策により利益を受ける者の範囲を勘案し、適切な受益者負担を求めること、課税自主権を行使すること等による収入の確保について検討するものとする。

#### (市債の発行)

第五条 市は、市債を発行する場合には、市債を財源として実施する事業の必要性について精査するとともに、市債の元利償還に係る負担の増加が将来における健全な財政運営を損なうおそれがないよう留意しなければならない。

2 前項の市債のうち地方公営企業に係るものについては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

一 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三条に規定する経営の基本原則を堅持すること。

二 地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤の強化を図ること。

三 公営企業会計への一般会計からの繰出金に係る地方財政措置

3 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条ただし書の規定により発行することができる地方債又は地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところによりその元利償還に係る経費が普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される地方債以外の市債を発行することができるのは、収入の確保及び支出の抑制の取組を行った上でなお一般財源の額に不足が生じ、当該不足額に充てるためにやむを得ない場合に限るものとする。

4 前項の市債の発行に当たっては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 当該年度以降の収入の確保又は支出の抑制に係る取組により、当該市債に係る元利償還に要する財源を確保することができること。

二 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第三条第一項に規定する健全化判断比率(以下「健全化判断比率」という。)が同法第二条第五号に規定する早期健全化基準(以下「早期健全化基準」という。)で定める数値以上の数値とならない見通しがあること。

(反復継続した単年度貸付けの禁止)

第六条 市長は、市以外の者に対し、単年度貸付け(貸付けを行う年度中に貸付元金の全額又は大部分の額の償還を見込んで行う貸付けをいう。)を反復し、かつ継続して行わないものとする。ただし、確実な金融機関に預託するために行う貸付けについては、この限りでない。

(基金からの借入れの禁止)

第七条 市長は、基金に属する現金から借り入れて歳入の不足に充てないものとする。ただし、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて当該会計年度内に必要となる一時的な資金に充てることを妨げない。

(事業に伴う損失の防止)

第八条 市長は、新たに事業を実施しようとするときは、これに伴う財政リスクの把握に努めるとともに、予算編成の過程において、当該財政リスクの内容を明らかにするものとする。

2 市長は、実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクに関して、財政上の損失の発生を予防するために必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、財政上の損失の発生が避け難いと思込まれる場合は、その拡大を防止し、財政に与える影響を抑制するために、適当な時期において事業の実施に係る手法の変更、事業の中止その他の適切な措置を講ずるものとする。

(損失補償等の原則禁止)

第九条 市は、市以外の者の債務に関して、債権者その他の者に対し、あらかじめ損失補償の債務を負担しないものとする。ただし、債務を負担する必要性、当該市以外の者の財務状況及び損失補償に係る事業の採算性、補償する損失の範囲、補償の限度額の妥当性、損失の確定の時期、債務を負担する場合に財政運営に与える影響その他必要な事項に関し検討を行った結果、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、これらの事項を明らかにした上で、債務を負担することができる。

2 前項の規定は、次に掲げる法人の債務についての保証を行う場合に準用する。この場合において、同項中「損失補償の債務を負担しない」とあるのは「保証しない」と、「債務を負担する」とあるのは「保証する」と、「損失補償に」とあるのは「債務保証に」と、「補償する損失」とあるのは「保証する債務」と、「補償の」とあるのは「保証の」と、「損失の確定の時期」とあるのは「他の保証人その他の担保の有無」と読み替えるものとする。

一 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第二十五条の規定

による箕面市土地開発公社の債務についての保証

二 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第百十六条の規定による市街地再開発組合の債務についての保証

三 地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)第四十一条の規定による地方公共団体金融機構の機構債券に係る債務についての保証

(費用分担の基本的な考え方)

第十条 市の事務及び事業(以下「事業等」という。)は、他の当事者又は関係者の権限及び責任並びに受益の有無及び程度を踏まえ、適切な役割分担のもとで必要な費用が適切に負担されることにより、行われなければならない。

(適切な費用分担等のための措置)

第十一条 市は、国、都道府県及び市町村の適切な役割分担を確保し、又は市町村が地域の実情を踏まえて自主的かつ自立的に施策を実施するため必要があると認めるときは、国又は大阪府に対して、国若しくは大阪府が策定する制度若しくは実施する施策に関し意見を述べ、又は事業に関する費用の分担、市町村の事務に関する義務付けの見直しその他の必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

2 市は、市以外の者と共同で事業等を実施するために費用を負担する場合は、当該事業等の透明性の確保及び能率的な実施を図るために、必要に応じて、当該市以外の者又は関係者に対して当該事業等に関する資料の提出を求め、意見を述べ、又は費用の負担に関して条件を付するものとする。

3 市は、施策の立案又は見直しを行うに当たっては、市域における行政需要、財政の状況、他の市町村における施策の実施の状況等を勘案し、施策の水準と市民負担の状況との均衡を失することのないように努めるものとする。

4 市は、事業等により利益を受ける者が特定される場合は、当該者とそれ以外の者との公平を図る観点から、原則として使用料又は手数料を定め、当該者に適正な負担を求めるものとする。

(事業等に係る留意事項)

第十二条 事業等のうち民間が担うことができるものは、民間に委ねることを基本とする。市が事業等を実施する場合においても、事業等の質の維持向上及び経費の抑制を図ることができるよう、民間の視点を重視し、事業等の在り方について不断の見直しを行うものとする。

2 市は、事業等の実施に当たっては、当該事業等における市と市以外の者との役割分担及び協働の在り方並びに実施の方法について十分に考慮しなければならない。

3 市は、補助金の交付その他の財政的援助を行う場合にあっては、当該財政的援助の目

的を効果的かつ効率的に実現することができるよう、事業主体の自主的な努力を促す制度とするとともに、当該財政的援助として必要な金額を精査しなければならない。

- 4 市は、透明かつ公正な競争を通じて、事業等が効果的かつ効率的に行われるようにするため、可能な限り広い範囲の者に等しく参入の機会を与えるよう努めなければならない。

### 第三章 計画性の確保

(中長期試算の策定等)

第十三条 市長は、議会における予算の審議及び計画的な財政運営の参考とするため、毎年度、十年を下らない期間にわたる財政状況に関する試算(以下「中長期試算」という。)を行い、公表しなければならない。

- 2 中長期試算には、試算に用いた主な前提条件を付記するものとする。
- 3 市長は、市税収入の変動、地方税制度又は地方財政制度の改正、大規模な災害の発生その他の事由により中長期試算を修正する必要があると認めるときは、これを修正し、公表しなければならない。

(財政収支の試算)

第十四条 市長は、当初予算の編成に先立ち、翌年度から一年を下らない期間に係る歳入及び歳出の概算額を試算し、公表しなければならない。

(財政健全化に係る目標の設定)

第十五条 市の財政運営は、健全化判断比率が早期健全化基準に定める数値以上の数値としないことを目標として、これを行うものとする。

- 2 市長は、当初予算の編成及び決算の公表の都度、健全化判断比率を算定し、公表しなければならない。

(基金)

第十六条 市は、公共施設の修繕又は建替えに係る経費その他の財政の安定化のために留保が必要と認められる経費に充てるため、計画的に基金に積み立てるよう努めるものとする。

- 2 市は、災害等の有事の際の支出その他緊急を要し、かつ、必要やむを得ない行政需要に対応するため、必要と認められる額の資金を財政調整基金に留保するよう努めるものとする。

(状況認識の共有等)

第十七条 市長は、副市長、部局室長その他市の職員に対し、財政の現況及び将来の見通し並びに財政運営の目標について周知の徹底を図るよう努めなければならない。

#### 第四章 透明性の確保

##### (財政状況の公表)

第十八条 市長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の三第一項の財政に関する事項(以下「財政事情」という。)を毎年六月一日及び十二月一日に公表するものとする。

- 2 天災その他避けることのできない事故により、前項の期日に公表することができないときは、市長は、事故のやんだときから一月以内において、その期日を定め、これを公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により、六月一日に公表する財政事情においては、前年度十月一日から同年度三月三十一日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び市長の財政方針を明らかにするものとする。
  - 一 歳入歳出予算の執行状況
  - 二 市民の負担の状況
  - 三 財産、市債及び一時借入金の現在高
  - 四 公営企業の業務の状況
  - 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 4 第一項の規定により、十二月一日に公表する財政事情においては、四月一日から九月三十日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算における収支の状況並びに当該決算に基づく健全化判断比率及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二十二条第二項に規定する資金不足比率を明らかにするものとする。
- 5 財政事情の公表は、次に掲げる方法で行う。
  - 一 箕面市公告式条例(昭和三十五年箕面市条例第六号)第二条第二項及び第三項の規定に基づき掲示場に掲示して行う方法
  - 二 箕面市広報に掲載する方法
- 6 市長は、必要に応じ、財政事情の掲載事項の基礎となる事実及び数字を記載した文書を、その付表として添付することができる。

##### (財務諸表の作成及び公表)

第十九条 市長は、毎年度、次に掲げる財務諸表を作成し、公表しなければならない。

- 一 貸借対照表
- 二 行政コスト計算書
- 三 純資産変動計算書

#### 四 資金収支計算書

2 前項各号の財務諸表は、次に掲げる区分につき作成するものとする。

- 一 普通会計に係る財務諸表
- 二 普通会計、公営事業会計、市が加入する一部事務組合等を連結した財務諸表

### 第五章 特定事業の財政運営

(財政上の配慮を要する事業)

第二十条 住民の福祉の増進に資する大規模な公共施設又は社会基盤施設の整備等であつて、複数年にわたり財政上の配慮を要すると認められるもののうち次に掲げる事業(以下「特定事業」という。)は、本章の規定により実施するものとする。

- 一 北大阪急行南北線延伸特定事業(北大阪急行南北線を千里中央駅から萱野地区まで延長し、萱野地区及び船場地区に駅を新設する事業をいう。以下同じ。)
- 二 新市立病院整備特定事業(箕面市立病院の管理を指定管理者(地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるための体制の整備に係る事業及び当該市立病院を船場地区に移転して新たに建設する事業をいう。以下同じ。)

(特定事業の収支計画の公表)

第二十一条 市長は、特定事業の実施に当たっては、あらかじめ財政運営に与える影響額を試算し、毎年度、当該特定事業の実施期間における年度に係る収支計画を策定し、これらを公表しなければならない。

(特定事業の議会への報告)

第二十二条 市長は、毎年度、特定事業の実施期間における年度に係る決算に当たり、当該特定事業の進捗状況、前年度に実施した事業内容及び財政運営に与える影響額を議会に報告しなければならない。

(北大阪急行南北線延伸特定事業の財源の確保)

第二十三条 北大阪急行南北線延伸特定事業に係る費用(当該特定事業の実施に伴い発行した市債の償還のための費用を含む。)は、予算の定めるところにより、国又は大阪府の補助金等のほか、次に掲げる財源をもって賄うものとする。

- 一 箕面市北大阪急行南北線延伸整備基金の積立金

(新市立病院整備特定事業の財源の確保)

第二十四条 新市立病院整備特定事業に係る費用(当該特定事業の実施に伴い発行した市債

の償還のための費用を含む。)は、予算の定めるところにより、国又は大阪府の補助金、指定管理者の負担金等のほか、第一号に掲げる財源をもって賄い、なお不足するときは第二号に掲げる財源をもって賄うものとする。

一 ボートレース事業会計繰入金(箕面市ボートレース事業の設置等に関する条例(令和二年箕面市条例第三十一号)第一条に規定するボートレース事業の収入から同事業の円滑な運営に必要な範囲の経費を差し引いた上で一般会計に繰り入れるその余の資金をいう。以下同じ。)

二 箕面市新市立病院整備基金の積立金

2 市は、毎年度繰り入れられるボートレース事業会計繰入金が新市立病院整備特定事業に係るその年度の資金必要額を上回るときは、その余剰を箕面市新市立病院整備基金に積み立てるものとする。

3 市は、第一項の規定による財源が新市立病院整備特定事業に係る資金必要額に満たないときは、施設の整備に係る費用(当該整備の実施に伴い発行した市債の償還のための費用を含む。)に限り、箕面市都市施設整備基金の積立金を充てることができる。この場合において、当該基金から使用した積立金は、当該特定事業の終了後速やかにボートレース事業会計繰入金から補填するものとする。

## 第六章 雑則

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(「財政事情」の作成及び公表に関する条例の廃止)

2 「財政事情」の作成及び公表に関する条例(昭和二十三年箕面市条例第十八号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の規定は、平成二十六年以後の財政運営について適用する。

(箕面市交通施設整備基金条例の一部改正)

4 箕面市交通施設整備基金条例(平成四年箕面市条例第十四号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(みんなの箕面の緑の寄附条例の一部改正)

5 みんなの箕面の緑の寄附条例(平成二十一年箕面市条例第一号)の一部を次のように改

正する。

〔次のよう〕略

---

〔次の条例は、未施行〕

○箕面市財政運営基本条例(抄)

平成二十六年三月二十八日

条例第一号

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第六項の規定は、北大阪急行南北線延伸特定事業に係る財源が確保されたとき(箕面市北大阪急行南北線延伸整備基金の積立金がその後の当該特定事業に要する費用の全額を上回ったときをいう。)で規則で定める日から施行する。

(箕面市財政運営基本条例の一部改正)

6 箕面市財政運営基本条例(平成二十六年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一号を次のように改める。

一 削除

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除